

関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件

平成十七年三月三十一日財務省告示第三百三十一号

改正 平成十七年九月二十九日財務省告示第三百六十号

改正 平成十八年一月二十七日財務省告示第三十四号

改正 平成二十八年三月三十一日財務省告示第一百十二号

関税法施行規則 昭和四十一年大蔵省令第五十五号)第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 平成十年大蔵省令第四十三号)第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

関税法施行規則 昭和四十一年大蔵省令第五十五号)第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する財務大臣が定める書類は、関税法 昭和二十九年法律第六十一号)第七条の九第一項、第六十七条の六第一項並びに第九十四条第一項及び第二項の規定により保存しなけれ

ばならないこととされている書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。

一 所得税法施行規則 昭和四十年大蔵省令第十二号)第六十三条第三項に規定する現金預金取引等関係書類のうち、帳簿に同規則第五十八条第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日日の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類

二 同規則第二百二条第三項に規定する書類

三 関税法施行令 昭和二十九年政令第五百五十号)第四条の十二第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項、同令第五十九条の八第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項又は同令第八十三条第五項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項が記載されている書類

四 次に掲げる書類 前各号に掲げる書類を除く。

イ 契約書、契約の申込書 当該契約に係る定型的な約款があらかじめ定められている場合における当該契約の申込書 台に掲げる書類に該当するものを除く。を除外。その他これらに準ずる書類

ロ 預貯金 所得税法 昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十号に規定する預貯金をいう。以下同じ。)の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類 契約の申込書であって対価の支払を口座振替の方法によるものとす

る契約の申込みの際して作成されたものを除く。)その他これらに準ずる書類

ハ 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段 外国為替及び外国貿易法 昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第七号に規定する支払手段をいう。以下同じ。)の授受に際して作成された書類

ニ 仕入書、請求書その他これに準ずる書類 支払手段による対価の支払を求めることを内容とするものに限る。)

ホ 支払のために提示された手形又は小切手

ヘ 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類 棚卸資産の引渡しを受けた者が作成したものを除く。)

ト 自己の作成したイからニまでに掲げる書類の写し

改正文 平成十七年財務省告示第三百六十号)抄

平成十七年十月一日から適用する。

改正文 平成十八年財務省告示第三十四号)抄

平成十八年三月一日から適用する。

改正文 平成二十八年三月三十一日財務省告示第百十二号)抄

平成二十八年四月一日から適用する。